



携帯電話使用等違反の 罰則が強化

令和元年12月1日から
道路交通法等の一部改正に
より、携帯電話使用等違反
の罰則が強化されます。

運転中に



携帯電話

や



スマートフォン

← を手に持って使用すると・・・

交通違反になり、また、交通事故等の危険を
生じさせると、さらに重い罪になります!!



携帯電話で通話

画像を注視



禁止です!



携帯電話使用等(保持)違反の罰則

5万円以下の罰金

反則金(普通車):6千円

基礎点数:1点

交通反則切符

令和元年
12月1日
から改正

6月以下の懲役又は
10万円以下の罰金

反則金(普通車):1万8千円

基礎点数:3点

交通反則切符

※ 交通の危険を生じさせたときは、さらに厳しい罰則が適用されます。



愛知県警察では、携帯電話使用等(保持)違反
の取締りを強化しています。

※ 自転車を運転するときも、携帯電話・ながらスマホは愛知県道路交通法施行細則で禁止されています。